

## 令和4年度 南陽市保育料等段階的負担軽減助成金交付のご案内

山形県が実施する「保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金」を活用し、国の幼児教育・保育無償化の対象とならない子どもの、お支払いされた保育料等に対し助成金を交付します。

### 1 対象者

南陽市に住所を有し、次のすべてに該当する子どもの保護者

- 国の幼児教育・保育無償化の対象とならない子ども
- 0～2歳児クラスで保育の必要性が認められる子ども
- 父母の市町村民税所得割額の合計が 97,000円未満の世帯の子ども

#### ◆父母の市町村民税所得割額について

- ・市町村民税所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当・株式等譲渡所得割等の税額控除適用前の金額です。
- ・令和4年8月までにあつては令和3年度市町村民税所得割額、令和4年9月以降にあつては令和4年度市町村民税所得割額により判定します。
- ・父母の収入のみで生計が成り立っていると認められない場合は、祖父母等の税額も合算します。

#### ◆国の幼児教育・保育無償化の対象について

- ・市町村民税非課税世帯の子または満3歳以上の幼稚園児（1号認定児童）は、すでに無償化の対象となっているため、本助成金は対象となりません。

### 2 対象施設・事業

#### ①認可外保育施設、企業主導型保育事業

南陽市内該当施設：公德会わんわん保育所、みんなのみらい南陽園、米沢ヤクルト販売南陽託児所

#### ②幼稚園・認定こども園の2歳児預かり事業

南陽市内該当施設：認定こども園つばめ幼稚園

#### ③児童館・児童センター

※それぞれ、市外の施設も対象です。

南陽市内該当施設：ありません。

### 3 助成額

各施設・事業ごとに、支払った保育料の半額と助成上限額のいずれか低い額

| 施設・事業名               |       | 助成上限額／月 |
|----------------------|-------|---------|
| ①認可外保育施設             |       | 21,000円 |
| ①企業主導型保育事業           | 0歳児   | 18,550円 |
|                      | 1・2歳児 | 18,500円 |
| ②幼稚園・認定こども園の2歳児預かり事業 |       | 21,000円 |
| ③児童館・児童センター          |       | 21,000円 |

◆②幼稚園・認定こども園の2歳児預かりとは、3歳未満の認定対象外（私的契約）の子どもを言います。

1号・2号・3号認定を取得している期間は対象外です。

◆助成の対象は、通園送迎費、食材料費、行事費などを除いた保育料です。

裏面に続きます

## 4 申請手続きについて

助成対象の要件を確認し、対象となる場合は市すこやか子育て課へご連絡ください。必要書類をお渡し、または郵送します。なお、各必要書類は市HPからもダウンロード可能です。

対象の可否が分からない等、ご不明な場合はお問い合わせください。

## 5 提出書類について

### ①助成金交付申請書

- ・助成金は、ご指定の金融機関口座に振込で交付いたしますので、申請者は、必ず口座名義人としてください。

### ②助成金請求書

- ・通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。

### ③保育の必要性に係る申出書

- ・「保育を必要とする理由」に応じた証明書類（就労証明書等）を添付してください。

### ④在園証明書兼保育料等受領証明書

- ・通園している保育園等より証明書の交付を受けたものを提出ください。

## 6 申請期限について

### ○令和4年4月～8月分

令和4年8月10日（水）まで（郵送可）

### ○令和4年9月～令和5年3月分

令和5年1月27日（金）～令和5年3月10日（金）まで（郵送可）

※期限後においても令和4年度内であれば随時受付を行います。助成金の交付決定や振込等については、お時間を要することとなりますので、それぞれの期限内提出をお願いします。

窓口での受付時間は、8時30分から17時まで（土・日、祝日を除く）

市公式HPへは  
こちらから →



南陽市すこやか子育て課子ども施設係  
〒999-2292 南陽市三間通 436 番地の1  
TEL 0238 (40) 8872 直通

## 助成対象要件の確認について

助成対象となる要件として、①「保育の必要性が認められること」と②「父母の市町村民税所得割額の合計が 97,000円未満の世帯」であることが必要となります。

それぞれの要件は以下のとおりですのでご確認ください。

### ①「保育の必要性」について

「保育の必要性が認められる」とは、父母が次の事由いずれかに該当することを指します。該当する事由により、必要となる証明書類が定められておりますので、市所定の様式で提出が必要な事由の場合は、市すこやか子育て課でお受け取りいただくか市公式HPからダウンロードし提出ください。

| 保育を必要とする理由                | 内容                             | 証明書類                                 |
|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 就労<br>(会社等勤務の場合)          | 月80時間以上の実労働をしていることが最低条件です。     | 就労証明書(市所定の様式に勤務先で証明交付を受けてください。)      |
| 就労<br>(自宅外自営、親族経営等の自営の場合) |                                | 就労状況申告書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等) |
| 妊娠・出産                     | 産前産後5か月程度                      | 母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)       |
| 保護者の疾病、障がい                | 疾病による入院・通院または障がい等で児童の保育が困難な場合  | 診断書の写し<br>身体障害者手帳、療育手帳等の写し           |
| 保護者がご家族を介護(看護)            | 常に介護(看護)が必要とされる者の介護(看護)をしている場合 | 介護(看護)が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)  |
| 災害復旧                      | 震災、風水害、火災等その他の災害復旧             | り災証明書の写し                             |
| 保護者が求職中                   | 求職活動中である場合                     | 求職活動中であることを証明するもの                    |
| 保護者が学校に在学中                | 職業訓練校等における職業訓練も含まれます           | 学生証、在学証明書の写し                         |
| 保護者は育児休業中<br>(継続利用児童のみ)   | すでに保育所等を利用しており、保護者の育児休業取得期間の場合 | 就労証明書(市所定の様式に勤務先で証明交付を受けてください。)      |

②「市町村民税所得割額」について

市町村民税所得割額は、勤務先または市税務課からお渡しされている「市町村民税・県民税税額決定通知書」等で確認できます。市町村民税の納付方法が「給与から天引き」もしくは「個人納付」かによって通知書が異なりますので、以下を参考に確認してください。

確認方法がわからない、不明な点がある場合は南陽市すこやか子育て課 (Tel 0238-40-8872) へご連絡ください。

給与から天引きの通知書 (例)

摘要欄に「調整控除」以外の税額控除額の記載がある場合は、その金額を「所得割額⑥」に合算した額が目安となります。「調整控除」以外の税額控除額の記載が無い場合は、「所得割額⑥」が目安になります。

個人納付の通知書 (例)

税額控除の欄に「調整控除」以外の税額控除額の記載がある場合は、その金額を「所得割額」に合算した額が目安となります。「調整控除」以外の税額控除額の記載が無い場合は、「所得割額」が目安になります。

税額控除の欄